

事務連絡
平成30年11月2日

日本公認会計士協会 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人における会計監査人に係る調査と
平成31年4月の引下げ延期について（周知）

社会福祉法人に対する指導監督については、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、平成28年社会福祉法改正による会計監査人の設置を円滑に進めていくため、会計監査の実施による効果や導入する場合の課題等について、

- (1) 平成29年度の会計監査を実施した全ての社会福祉法人（約400法人）を対象とした調査
- (2) 収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人（約1,700法人）を対象とした調査

を、二段階で実施いたします。

このため、法人の準備期間等を考慮し、平成31年4月から会計監査人の設置基準を引下げることを行わないこととしましたので、貴協会の会員に周知をいただくようお願いいたします。

なお、各調査の段階において、貴協会会員が担当する社会福祉法人から、回答作成につき協力を依頼されると想定されますので、当該依頼に対してご協力頂くよう併せて周知をお願い致します。